

避難行動要支援者避難支援制度について

1 避難行動要支援者避難支援制度とは

災害が発生したときや災害の恐れがあるときに、自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対して、災害に関する情報の伝達や避難などの手助け（避難支援）が地域の中で安全かつ速やかに行われることを目的とした制度です。

2 避難行動要支援者とは

市内に居住し、生活の基盤が自宅にある人で、次の要件に該当する人を「避難行動要支援者」として登録（避難行動要支援者名簿を作成）しています。

- (1)介護保険の要介護認定で、要介護3以上である人
- (2)身体障害者手帳2級以上である人
- (3)療育手帳マルA及びAである人
- (4)精神障害者保健福祉手帳1級である人
- (5)手帳を所持していないが避難支援を必要とする難病患者
- (6)75歳以上のひとり暮らし及び75歳以上のみの世帯である人
- (7)(1)から(6)のほか、自力で避難できないなど、避難支援を要する人（申請により登録）

3 名簿情報提供の登録

(1)地域団体等（避難支援等関係者）への名簿情報の提供に同意される人は、「同意書（避難行動要支援者登録申請書兼個別計画）」に必要事項を記入し、市役所の下記担当へ提出していただきます。

【担当】※どちらの窓口に提出していただいても結構です。

- ・くらし安全課危機管理・消防防災担当
- ・高齢介護課高齢者福祉担当 ・障がい福祉課相談支援担当

(2)同意をいただいた方については、災害が発生する以前（平時）より、支援が必要な方に関わる情報を地域団体等（避難支援等関係者）に提供します。

【名簿を提供する地域団体等（避難支援等関係者）】

自主防災、自治会、消防、警察、民生委員、北本市社会福祉協議会、他

4 その他

災害時には、市役所、警察、消防などの行政からの支援には時間がかかると言われています。そのため、有事の際には、助けてくれる人、一緒に避難する人を決めるなど、避難の計画を立てておくことが重要です。

避難支援者への情報提供に同意することにより、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではありませんが、災害発生時における避難行動の際に支援を受ける可能性が高まります。